

【現行】第2期小城市子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」。「次世代育成支援後期地域行動計画」と一体的に策定。

【次期】小城市こども計画

こども基本法に基づく「市町村こども計画」。〔次世代育成支援行動計画〕「子ども・若者計画」「子どもの貧困の解消に向けた対策」を包含。「第3期子ども・子育て支援事業計画」と一体的に策定。

《現行計画との主な変更点》
現行計画の第4章「第4章 次世代育成支援に関する施策」以下の施策展開を「こども大綱」の重要事項である「ライフステージ別」「ライフステージを通した」「子育て当事者への支援」の構成に沿った第4～6章に組み換える。
現行第5～7章は一体的策定となる法定計画「第3期小城市子ども・子育て支援事業計画」として第7章に立てる。

資料7

目次	骨子案	備考・内容概要・検討
第1章 計画策定にあたって	第1章 計画策定にあたって	
1 計画策定の背景	1 計画策定の背景	子育て支援の地まり／子ども・子育て支援新制度／社会的動向／こども基本法／こども大綱の方針／こども施策に関する重要事項
2 計画策定の趣旨	2 計画策定の趣旨	市では子ども・子育て支援(待機児童ゼロを目指す)と次世代育成支援(少子化対策)の計画を一体的に策定してきた。 →今回、こどもと若者にかかわる取組を一元的・総合的に推進するための計画とする
3 子ども・子育て支援法に基づく制度の概要	3 計画の位置づけ	こども基本法に基づく「市町村こども計画」／関連計画との関係
4 計画の位置づけ	4 計画の期間	令和7年度から令和11年度の5年間
5 計画の期間	5 計画の策定体制	小城市子ども・子育て会議／市民アンケート調査／こどもの意見聴取／パブリック・コメントの実施／
6 計画の策定体制		
第2章 小城市の子ども・子育てを取り巻く環境	第2章 小城市のこども・若者を取り巻く現状	
1 人口・世帯・人口動態・子どもの人数等	1 統計等からみられる現状	人口・世帯数／結婚・出生・就労／こどもを取り巻く様々な状況
2 教育・保育施設の状況	2 教育・保育施設の状況	
3 地域子ども・子育て支援事業の状況	3 地域子ども・子育て支援事業の状況	
4 子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果(概要)	4 市民アンケート調査結果の概要	ニーズ調査、生活アンケート、若者調査について、こども大綱の重要事項に準じた整理を行う
5 子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果からの課題	5 こども・若者の意見聴取	高校生ワークショップの概要
	6 こども・若者の数(将来人口推計)	0歳～5歳／6歳～11歳／12歳～17歳／18歳～39歳、計画期間中の人口推計
第3章 子ども・子育て支援の基本的な考え方	第3章 小城市における こどもまんなか社会	
1 基本理念	1 基本理念	現行「子どもが自分らしく笑顔で育っていけるまち」の継承を予定
2 基本的な施策の体系と方針	2 基本的な施策の体系と方針	
第4章 次世代育成支援に関する施策	第4章 ライフステージ別の支援	
1 地域における子育ての支援	1 こどもの誕生前から幼児期	以下、青字は現行計画上で関連・移設の考えられる事項(タイトルは現行まま)。 →事業レベルではその中で他への移動や再掲も起こると思われる。 赤字は大綱も勘案し、記載強化・追記を検討した方がよいと思われるもの。
(1)地域における子育て支援サービスの充実	(1)不妊に関する取り組み	
(2)子どもの健全育成	(2)妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保	
(3)経済的支援の充実	(3)子どもの健やかな成長と育児不安の軽減	
2 母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進	(4)妊娠前、妊娠、出産、幼児期まで切れ目のない保健・医療	
(1)妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保	2 学童期・思春期	
(2)子どもの健やかな成長と育児不安の軽減	(1)思春期の保健対策と健康教室の推進	
(3)食育の推進	(2)子どもの健全育成	
(4)思春期の保健対策と健康教室の推進	(3)次代を担う親の育成	
(5)小児医療の環境整備等	(4)子どもの「生きる力」の育成に向けた学校教育環境等の整備	
(6)不妊に関する取り組み	(5)子どもを取り巻く有害環境対策の推進	
3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	(6)小児医療の環境整備等	いじめ防止／不登校への対応
(1)次代を担う親の育成	3 青年期	
(2)家庭や地域の教育力の向上	(1)就学・就業の支援	
(3)子どもの「生きる力」の育成に向けた学校教育環境等の整備	(2)結婚の希望をかなえる支援と新生活への支援	
(4)子どもを取り巻く有害環境対策の推進	(3)悩みや不安を抱える若者や家族に対する相談体制	ニートや引きこもり、進路や人間関係等の悩みや不安に対する相談
4 子育てを支援する生活環境の整備	第5章 ライフステージを通した支援	
(1)良質な住宅の確保	1 多様な遊び・体験、活躍できる機会づくり	遊びや体験活動の推進
(2)安全な道路交通環境の整備	(1)こどもの居場所づくり	(参考)「こどもの居場所づくりに関する指針」(R5年12月閣議決定)
(3)安心して外出できる環境の整備	(2)食育の推進	
5 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現の推進	2 困難な状況をもつこどもや家庭への支援	
(1)多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等	(1)障がいのある子どもへの支援	医療的ケア児等への支援
(2)仕事と子育ての両立の推進	(2)子どもの貧困の解消に向けた対策	
6 子ども等の安全の確保	3 こどもの権利を守る取組	ヤングケアラー対策
(1)子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	(1)児童虐待等対策の充実	
(2)子どもの交通安全を確保するための活動の推進	(2)こどもの権利についての社会全体での共有	
7 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進	4 こどもの安全を守る取組	こども・若者の自殺対策
(1)ひとり親家庭等の自立支援の促進	(1)安全な道路交通環境の整備	
(2)障がいのある子どもへの支援	(2)安心して外出できる環境の整備	
(3)児童虐待等対策の充実	(3)子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	
	(4)子どもの交通安全を確保するための活動の推進	
第5章 教育・保育提供区域の設定		
第6章 幼児期の学校教育・保育の充実	第6章 こども・若者と子育て当事者にやさしい社会づくり	
1 「量の見込み」と「確保の内容」について	1 子育て・教育に関する経済的負担の軽減	
2 幼児期の学校教育・保育の提供	(1)経済的支援の充実	
3 教育・保育の一体的提供推進	2 地域子育て支援と家庭教育支援	
4 教育・保育施設の質の向上及び教育・保育等の円滑な利用について	(1)地域における子育て支援サービスの充実	
5 幼・保・小連携の体制強化	(2)家庭や地域の教育力の向上	
6 地域型保育事業と教育・保育施設との連携、地域一体の支援	3 共働き、共育での推進	
	(1)多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等	
第7章 地域子ども・子育て支援事業等の実施	(2)仕事と子育ての両立の推進	
1 地域子ども・子育て支援事業	4 ひとり親家庭への支援	
2 産休・育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保	(1)ひとり親家庭等の自立支援の促進	
3 専門的な知識及び技術を要する支援の県施策との連携	(2)良質な住宅の確保	
(1)児童虐待防止対策の充実		
(2)ひとり親家庭の自立支援の推進	第7章 第3期小城市子ども・子育て支援事業計画	法定計画の部分であり、独立した章とする
(3)障がい児施策の充実	1 教育・保育の提供区域	現行の1区域(学童8区域)設定を継承
4 職業生活と家庭生活との両立支援に向けた雇用環境の整備	2 教育・保育の量の見込みと提供体制	
	3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制	「子育て世帯訪問支援事業」「児童育成支援拠点事業」「親子関係形成支援事業」(令和4年改正児童福祉法施行に伴い創設)。「妊婦等包括相談支援事業」「乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)」「産後ケア事業」(令和7年改正子ども・子育て支援法等施行に伴い創設)。以上の記載方法を検討
第8章 生活困難な子育て世帯への支援の充実について	第8章 計画の推進体制	
1 背景と施策の基本目標	1 関係機関等との連携	
2 施策の展開について	2 計画の達成状況の点検・評価	こども・若者の意見表明の機会づくり・反映についての姿勢を含む
第9章 計画の推進体制	資料編	
1 関係機関等との連携		
2 計画の達成状況の点検・評価		
資料編		